

平成 28 年 6 月 10 日
独立行政法人労働者健康安全機構

独立行政法人労働者健康安全機構の会計監査人の候補者名簿作成について

独立行政法人労働者健康安全機構は、法令の定めにより、会計監査人の監査の対象となっています。

会計監査人の選任は厚生労働大臣が行いますが、独立行政法人（労働者健康安全機構）が候補者名簿を作成し、大臣へ提出することとされています。

このため、平成 28 事業年度の会計監査人候補者名簿を作成するに当たり、当機構の会計監査人に就任する希望をお持ちの監査法人又は公認会計士の方は、下記に御留意のうえ、企画書の提出をお願いします。

今回の候補者選定は、平成 28～30 事業年度の複数年としますが、毎年度、厚生労働大臣の選任を受けることから契約期間は単年度となります。

なお、平成 29 事業年度以降における厚生労働大臣の選任を求めるに当たり、候補者より監査計画書を提出いただき、当機構においてその内容を確認し、適切であると認められる場合に限り、引き続き厚生労働大臣の選任を求めることとします。ただし、選定された者が行政処分を受けるなど、特別の事由が生じた場合は、選定の見直しの対象となります。

記

- 1 企画書の作成事項
別紙「企画書作成要領」のとおり
- 2 会計監査人の資格
独立行政法人通則法第 4 1 条に規定される者
- 3 会計監査人に求める条件
 - (1) 独立行政法人会計基準を熟知していること
 - (2) 独立行政法人通則法第 3 9 条の規定に基づく監査業務の実施体制が整備されていること
- 4 企画書の提出期限、提出先及び部数
提出期限 平成 28 年 7 月 15 日（金）午後 5 時必着
提出先 独立行政法人労働者健康安全機構 経理部出納課
提出部数 正本 1 部、副本 1 2 部
※ 企画書の作成・提出に係る費用は企画書提出者の負担とします。
- 5 会計監査人候補者名簿の作成手順等
 - (1) 会計監査人候補者選定委員に対し、各監査法人等から企画書についてのプレゼンテーションを行います。（平成 28 年 8 月 16 日（火）午後 1 時 30 分より（予定））
なお、詳細については別途連絡します。

(2) 各監査法人等から提出された企画書の審査を会計監査人候補者選定委員会において実施します。

【問い合わせ先】

独立行政法人労働者健康安全機構 経理部出納課
(担当：秋山、佐藤)

TEL：044-556-9854

FAX：044-556-9916